

第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 趣旨

各市町村では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、和歌山市においても、計画期間を平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）の5年間とする「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しているところです。

平成31年度（2019年度）に計画期間が終了することに合わせて、平成32年度（2020年度）を始期とする「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。

2 子ども・子育て支援事業計画に関する事項について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）では、

・「市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。」

・「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。」

とされています。

3 和歌山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について

上記2から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握し、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するため、「和歌山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施します。

(1) 調査対象・配布数等（予定）

ア 就学前児童保護者

調査対象	就学前児童をもつ保護者 2,500人（前回3,000人）
抽出方法	無作為抽出
配布方法	郵送配布・回収
調査期間	平成30年12月中の約2週間
前回回答率	41.3%

イ 就学児童【小学生】保護者

調査対象	小学生をもつ保護者 1,500人（前回1,000人）
抽出方法	無作為抽出（小学1年生～小学3年生）
配布方法	郵送配布・回収
調査期間	平成30年12月中の約2週間
前回回答率	45.3%

ウ 小学生・中学生・高校生

調査対象	市内の小学生・中学生・高校生 約1,000人
抽出方法	市内を6ブロックに分けた各ブロックの小・中学校（義務教育学校を含む）及び市立和歌山高校から抽出
配布方法	学校での配布・回収
調査期間	平成30年12月中の約2週間
前回回答率	100%

4 第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

資料3のとおり